

電子証明書 利用のご案内

1 電子証明書の利用

- ① 署名用電子証明書は、インターネットなどで電子文書を作成・送信する際に利用します。
(例 e-Taxなどの税の電子申請など)。暗証番号は、英数字6～16文字です。
- ② 利用者用電子証明書は、インターネットサイトやコンビニエンスストアなどに設置されている端末などにログインする際に利用します。(例 『マイナポータル』へのログイン、コンビニエンスストアなどに設置されたマルチコピー機で公的な証明書を交付する『コンビニ交付サービス』など)。暗証番号は、数字4文字です。
- ③ ①、②をご自宅のパソコンから利用する際には、次の準備が必要です。
(ア) パソコンに『利用者用クライアントソフト』(※1)と(イ)のドライバをインストール
(イ) 動作確認済みとされている『ICカードリーダーライター』(※2)を接続
※1 公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)から無料でダウンロードできます。
※2 同サイトのメニューに動作確認済みのICカードリーダーライターが掲載されています。

2 暗証番号の変更など

- ① 電子証明書は、マイナンバーカードをICカードリーダーライターにセットし、あらかじめ設定した暗証番号を入力することで利用できます。暗証番号は、上記※1のソフトを利用して定期的に変更することをお勧めします。
- ② **暗証番号を連続して(署名用電子証明書の場合は5回、利用者証明用電子証明書の場合は3回)間違えると電子証明書がロックされて利用できなくなります**ので、注意してください。
ロックを解除する場合は、住民票のある市区町村の窓口で申請してください。
- ③ 暗証番号の変更やロックの解除は、ご自身のスマートフォンと全国のセブンイレブンなどに設置してあるマルチコピー機で行うこともできます。 **詳しくは裏面をご覧ください。**

3 署名用電子証明書の引越しなどに伴う失効

引越しや婚姻などにより住所、氏名などに変更が生じた場合、署名用電子証明書は記載事項に変更が生じるため自動的に失効します。転入(転居)届や婚姻届などの提出にあわせて、新しい署名用電子証明書の発行手続きを行ってください。

なお、利用者証明用電子証明書は、氏名、住所などを記載事項としないため、引越しや婚姻などによっても失効しません。

4 電子証明書の有効期間と更新

- ① 電子証明書の有効期間は、原則として発行の日後5回目の誕生日までとなります。ただし、マイナンバーカードの有効期間が満了した場合、電子証明書の有効期間も切れることとなります。
- ② 電子証明書は、有効期間の満了3か月前から更新を行うことができます。更新を希望される場合は、住民票のある市区町村の窓口で申請してください。

5 電子証明書の自発的な利用取り止め、または一時保留後の失効

電子証明書の利用取り止めを希望される場合や、一時保留後の失効を希望される場合は、住民票のある市町村の窓口で申請してください。

6 その他

以上のほか、電子証明書に関する情報は、公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)に掲載しています。



マイナンバーカードの暗証番号が コンビニ等で初期化・再設定できます

初期化できる暗証番号

- 署名用電子証明書の暗証番号
- 利用者証明用電子証明書の暗証番号

※上記2つ以外の暗証番号は、コンビニ等で初期化・再設定することができませんのでご注意ください。

いつでも

開庁時間に関係なく、

どこでも

住民登録をしている市区町村の
窓口まで足を運ばなくても、

ご自宅や勤務地などの近くの**コンビニ等で、
暗証番号の初期化・再設定ができます。**

※従来どおり、お住まいの市区町村でも
パスワードの初期化・再設定は可能です。

手続方法

- ✓ 本サービスは無料でご利用いただけます。
- ✓ 【手順1】を行わないと、【手順2】を行うことはできません。
- ✓ 【手順1】完了後は、24時間以内に【手順2】を行ってください。

【手順1】

スマートフォン専用アプリをダウンロードして
スマートフォンから事前予約をします。
【事前予約可能な時間】24時間(メンテナンス時を除く)

【手順2】

マイナンバーカードを持参しコンビニ等のキオスク
端末(マルチコピー機)で初期化・再設定をします。
【手続可能な時間】6:30~23:00

アプリはこちらから ▶



iPhone



Android



サービスの詳細



◆ サービスの詳細な内容について
<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>

◆ コンビニ等のキオスク端末の情報(実施店舗や操作手順等について)
<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/kiosk.html>



ご不明な点はコールセンターにお問い合わせください

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

(平日・土日祝ともに9時30分~20時)

※ 音声ガイダンス後にプッシュダイヤルで、次の番号を選択してください。

「1番 マイナンバーカードの申請方法、電子証明書等の概要や有効期限通知、個人番号通知書、コンビニ交付に関するお問い合わせ」 → 「1番 コンビニでの暗証番号のリセット方法等についてお聞きになりたい方」

※コールセンターにお問い合わせいただくなどしてもご自身で初期化・再設定ができない場合は、お住まいの市区町村の窓口でお手続きくださいますようお願いいたします。

※記載の情報は2024年6月末日時点のものです。